

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
民間委託された統計調査の品質確保・向上	<p>① 民間委託された統計調査の品質確保・向上のため、事業者に関する資格制度の活用や、入札方法の工夫、確保すべき統計の品質目標の達成の徹底等を推進する。このため、総務省は、各府省における総合評価落札方式や複数年契約の実情や効果、入札における認証制度等の取扱い、民間委託への切替えが成功した事例や失敗した事例、各府省における進捗管理や仕様書に係る効果的な取組等を早急に把握して統計委員会に報告するとともに、把握した結果を、新たな公的統計基本計画の検討において活用し、反映する。</p>
	<p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>② 民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図る。</p> <p>③ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。（平成28年度末までに結論を得る。）</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p>〈平成26年度統計法施行状況に関する審議結果〉(7統計リソースの確保・有効活用について)</p> <p>我が国の厳しい行財政状況においては、統計リソースの確保は極めて難しい課題であるが、統計職員数の削減は、公的統計の品質という面からも大きな懸念材料となる。</p> <p>また、統計リソースが厳しさを増す現状の下においては、今後も民間事業者の能力を効果的かつ適切に活用することが必要である。ただし、公的統計の作成・提供に必要な専門性・中立性や、公的統計に対する国民の信頼を維持するためには、企画立案等の中核的な業務等は各府省が責任をもって行うことが必要である。さらに、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計調査に係る民間事業者の活用については慎重に検討することが必要である。一方で、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくことも重要である。</p> <p>〈商業動態統計調査の変更について〉(今後の課題)</p> <p>経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。</p> <p>〈経済産業省生産動態統計調査の変更に係る審議を踏まえた部会長メモ〉</p> <p>・実地調査の民間委託に関しては、実際に統計の品質がどのように維持・向上されるかについて実施段階でのプロセス管理等に大きく依存するこ</p>

	<p>とから、調査計画だけから適否を判断するには限界がある。このため、今回答申では、民間委託の効果や影響に関する事後的な検証を求めている。今後とも、変更計画に関する検討だけでなく、事後的な検証を求めることも必要であると考え。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>① 総務省が平成29年6～7月に実施した、事業者の履行能力の把握のための情報収集では、業者の質に対する評価において、最低価格落札方式には「不満足」との回答がある一方、総合評価落札方式には「不満足」との回答がないことから、総合評価落札方式には公的統計の品質確保に一定の効果があるものと考えられる。また、当該情報収集を受けて実施した、各府省ヒアリングでは、民間事業者の育成や、裾野の拡大を促すためには、複数年契約の導入により継続的な業務の履行を可能とすることが効果的と考えられるが、公共サービス改革法の対象でない調査では、複数年契約が難しいとの意見があった。なお、情報収集の結果、プライバシーマークを入札要件又は加点項目としている例は、4割強となっているが、ISO9001及び同20252を入札要件としている割合はそれぞれ2割弱・1割弱にとどまっている。</p> <p>② 平成28年度に実施した統計調査に係る事務については、248統計調査中204統計調査（全体の82.3%）において、何らかの事務を民間事業者に委託している一方で、企画事務を委託している例も12統計調査（全体の4.8%）みられる。（※共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。）</p> <p>③ 関係府省では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」にプロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）の考え方を導入するため、民間事業者・団体等との情報交換等も踏まえつつ、その具体的な内容を一体となって検討し、当該ガイドラインを平成29年3月3日に改定するなど、よりの確な民間事業者の活用に取り組んでいる。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ 公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを、調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計調査に集中的に投入することが必要となっている。このため、関係府省は、民間事業者を一層効果的かつ適切に活用することに向け、一体となって、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくことが重要である。以上を、民間事業者の活用についての共通認識として、本文に記載することとしてはどうか。（②）</p> <p>○ また、民間委託された統計調査の更なる品質確保・向上のためには、事業者の履行能力の把握のための情報収集や、民間委託に係る各府省ヒアリングにおいて、統計調査の品質の確保・向上に有効とされた、総合評価落札方式や複数年契約の推進を図るとともに、民間委託におけるベストプラクティス事例等を各府省で共有する必要があるのではないか。（①）</p> <p>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」については、プロセス保証の考え方を導入したことは評価できるものの、今後、各府省において、同ガイドラインに基づく仕様書の見直しや、プロセス管理の実現に取り組むとともに、民間委託された業務の事後的な検証を含めた情報共有を通じ、更なる品質の確保・向上を図る必要があるのではないか。（③）</p>

	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none">○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。（各府省）○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託におけるベストプラクティス事例等を取りまとめ、情報を共有する。（総務省）
備考（留意点等）	